

# 健康保険任意継続・マイナ保険証について

---

令和5年度 下期健康保険委員研修会



全国健康保険協会 岩手支部  
協会けんぽ

# 目次

項番	研修内容	ページ数
<b>1.</b>	<b>健康保険任意継続について</b>	<b>3ページ</b>
<b>2.</b>	<b>マイナ保険証について</b>	<b>14ページ</b>

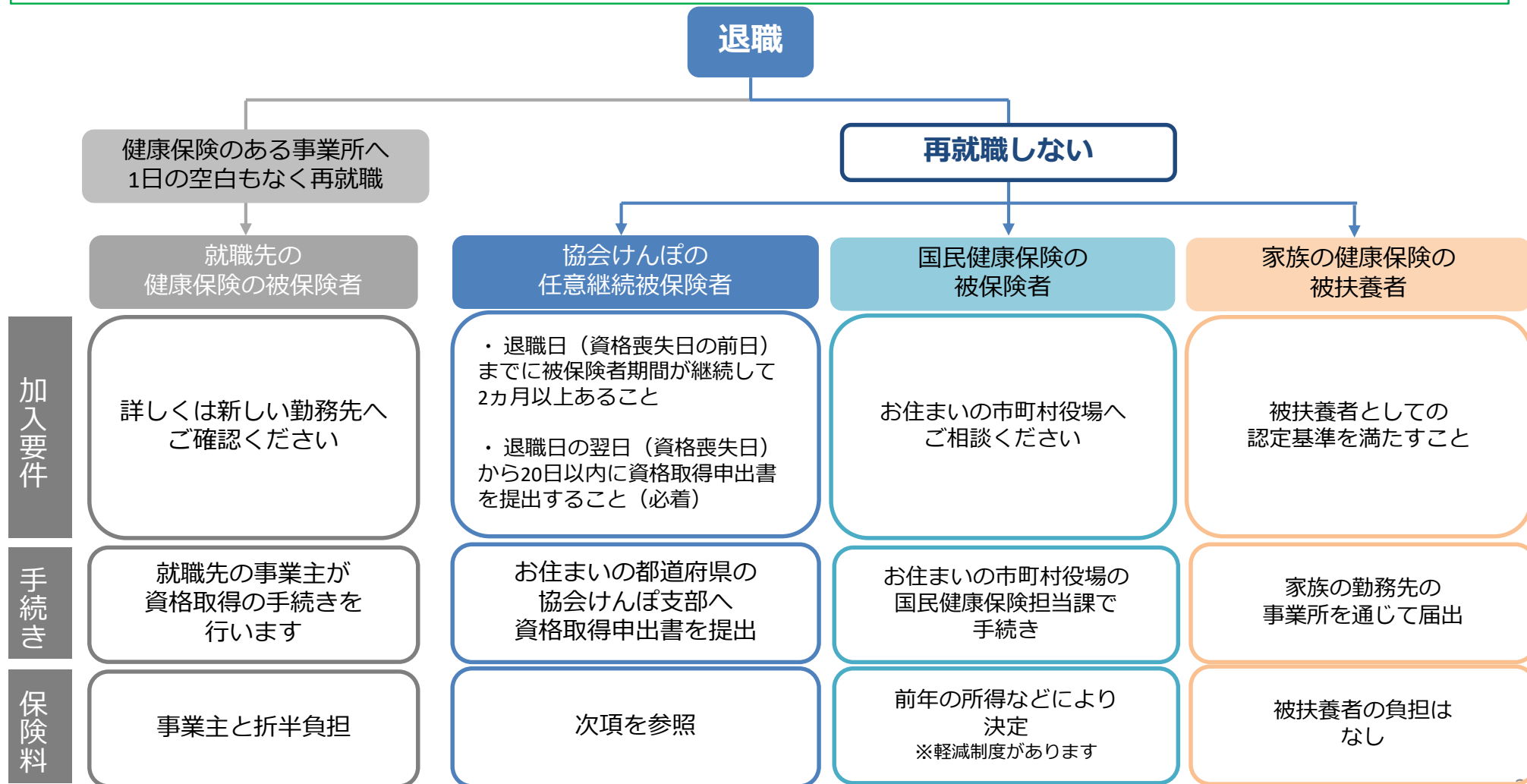
# 1. 健康保険任意継続について

---

# 1. 健康保険任意継続について

## 退職後の健康保険は？

74歳までの被保険者が退職などでその資格を喪失した場合には、引き続き何らかの健康保険制度へ加入が義務付けられています。退職後にご自身の状況に応じて、下記の選択肢のいずれかの健康保険に加入手続きをする必要があります。



# 1. 健康保険任意継続について

## 一か月の保険料は？

協会けんぽの任意継続の保険料と国民健康保険の保険料の算出方法が異なります。  
双方の保険料を比較していただき、加入先をご検討ください。  
ご家族の健康保険（被扶養者）に加入した場合の保険料の負担は原則ありません。

### 加入先

### 保険料の 算出方法

### 協会けんぽの任意継続

退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じて決定します。

退職時の  
標準報酬月額

×

お住いの  
都道府県別  
健康保険料率

=

1ヶ月分の  
保険料

- 退職後は事業主負担分も負担することになりますので、**退職時の健康保険料の2倍**となります（上限があります。）
- 40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方は、介護保険料が加わります。
- 保険料の減免制度はありません。

### 国民健康保険

前年の所得や世帯人数などに応じて決定され、毎年見直しが行われます。

**保険料の減免制度があります。**

※保険料減免対象者

- 倒産・解雇などにより離職した方（雇用保険の特定受給資格者）
- 雇止めなどにより離職された方（雇用保険の特定理由離職者）

**対象者は任意継続よりも保険料が安くなる場合があります。**

詳しくはお住いの市町村役場へご確認ください。

# 1. 健康保険任意継続について

## 保険料の納付方法は？

①口座振替による毎月納付、②納付書による毎月納付、③前納による納付があります。

### ①口座振替

- 毎月1日に引き落とし
- 資格取得申出書にて「1.口座振替」を選択
- 後日届く「口座振替依頼書」で手続き
- 引き落とし開始月までは送付される納付書で納付

### ②納付書

- 毎月、月初めに送付される納付書にて、納付書に記載されている納付期限までにコンビニエンスストア等で納付

### ③前納

- 事前に下記の期間を前納することができ、保険料が割引されます。
- 4月分～9月分の6か月間（納付期限は3月末日）
- 10月分～翌年3月分の6か月間（納付期限は9月末日）
- 4月分～翌年3月分の12か月間（納付期限は3月末日）

※任意継続保険料に、日割り計算はございません。加入が月の途中であっても、1か月分の保険料を納める必要があります。

# 1. 健康保険任意継続について

## 加入（資格取得）について

加入

加入できるのは最長で2年間です。（退職日の翌日から加入）

## 被扶養者の添付書類について①

次ページに具体例

扶養家族

家族を扶養に入れたい場合は、**確認書類**の提出が必要です。

	在職時より引き続き被扶養者となる場合		任意継続の資格取得と同時に新たに被扶養者となる場合
	マイナンバーによる情報照会の実施を希望する場合	マイナンバーによる情報照会の実施を希望しない場合	
被保険者と同居	●添付書類不要	●収入を証明する書類	●続柄を証明する書類 ●収入を証明する書類 ●同居していることを証明する書類
被保険者と別居	●仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類（※）	●収入を証明する書類 ●仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類（※）	●続柄を証明する書類 ●収入を証明する書類 ●仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類（※）

（※）仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類は、16歳未満及び16歳以上の学生の場合は添付不要です。

# 1. 健康保険任意継続について

## 被扶養者の添付書類について②

### 【確認書類の具体例】

- **続柄を証明する書類**：戸籍謄(抄)本、または、世帯全員が記載されている住民票
- **収入を証明する書類**：所得証明書、(非)課税証明書、給与証明書、離職票のコピー、直近の年金額改定(振込)通知のコピー、定申告書のコピー等  
☞ 16歳未満の場合は添付不要  
(学生の場合でも16歳以上の方は添付が必要)
- **同居していることを証明する書類**：同居が確認できる、世帯全員が記載されている住民票
- **仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類**：預金通帳のコピー、現金書留控えのコピー等  
☞ 16歳未満及び16歳以上の学生の場合は添付不要



# 1. 健康保険任意継続について

## 任意継続資格取得申出書提出の際のポイント①

【2/2 ページ】 ◎申出書2ページ目は、被扶養者様（ご家族）となる方がいる場合に提出が必要です。

健康保険 任意継続被保険者 資格取得 申出書【被扶養者届】

1 2 ページ (取)

被保険者氏名

氏名 [カタカナ] 姓と名の順は「」で入力してください。欄点「」は1字としてご記入ください。

生年月日 性別 婚姻 職別 職階 収入(年間)

マイナンバー

住所(健康保険者と同居の場合は記入不要です。海外在住の方は氏名のみご記入ください。)

〒 府 県

氏名 [カタカナ] 姓と名の順は「」で入力してください。欄点「」は1字としてご記入ください。

生年月日 性別 婚姻 職別 職階 収入(年間)

マイナンバー

住所(健康保険者と同居の場合は記入不要です。海外在住の方は氏名のみご記入ください。)

〒 府 県

氏名 [カタカナ] 姓と名の順は「」で入力してください。欄点「」は1字としてご記入ください。

生年月日 性別 婚姻 職別 職階 収入(年間)

マイナンバー

住所(健康保険者と同居の場合は記入不要です。海外在住の方は氏名のみご記入ください。)

〒 府 県

被扶養者 1 被扶養者 2 被扶養者 3

お勤めになられていたときから引き続き扶養となる方の収入状況は、マイナンバーを利用した情報照会により確認を行いますので、以下に当てはまる郵便番号をご記入ください。

【提出月が1月～7月の場合】[月1日時点の任意継続住所の郵便番号] 【提出月が8月～12月の場合】[本年1月1日時点の任意継続住所の郵便番号]

被扶養者 郵便番号 1 被扶養者 郵便番号 2 被扶養者 郵便番号 3

特注しない  マイナンバーを利用した情報照会希望しない場合は、☑をを入れてください。希望しない場合は、必要な証明書類を添付してください。

以下は、協会使用のため、記入しないでください。

被扶養者1 被扶養者2 被扶養者3

収入(万円) 婚姻 職別 職階

20021101

全国健康保険協会 協会けんぽ

2 / 2

① 被扶養者様（ご家族）のマイナンバーについては必ずご記入ください。

→未記入の場合、一度申出書をお戻しすることになってしまいます。

# 1. 健康保険任意継続について

## 任意継続資格取得申出書提出の際のポイント②

【2/2 ページ】 ◎ 申出書2ページ目は、被扶養者様（ご家族）となる方がいる場合に提出が必要です。

【在職時より引き続き被扶養者となる方がいる場合】

②マイナンバーを利用し情報照会を行うことで、  
収入証明書類の添付を省略出来ます。

〈情報照会を希望する場合〉

・被扶養者様の住民票上の郵便番号を記入。

【提出月:令和6年1月～7月

→令和5年1月1日時点の住民票上の郵便番号を記入】

【提出月:令和6年8月～12月

→令和6年1月1日時点の住民票上の郵便番号を記入】

※被保険者と別居の場合は、別途仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認出来る書類が必要となります。（16歳未満と16歳以上の学生の場合は添付不要）

〈情報照会を希望しない場合〉

・郵便番号は記入しない。

・情報照会を希望しないに☑し、収入を証明する書類（所得証明書、（非）課税証明書等）を添付のうえ提出。

※被保険者と別居の場合、仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認出来る書類が必要となります。（16歳未満と16歳以上の学生の場合は添付不要）

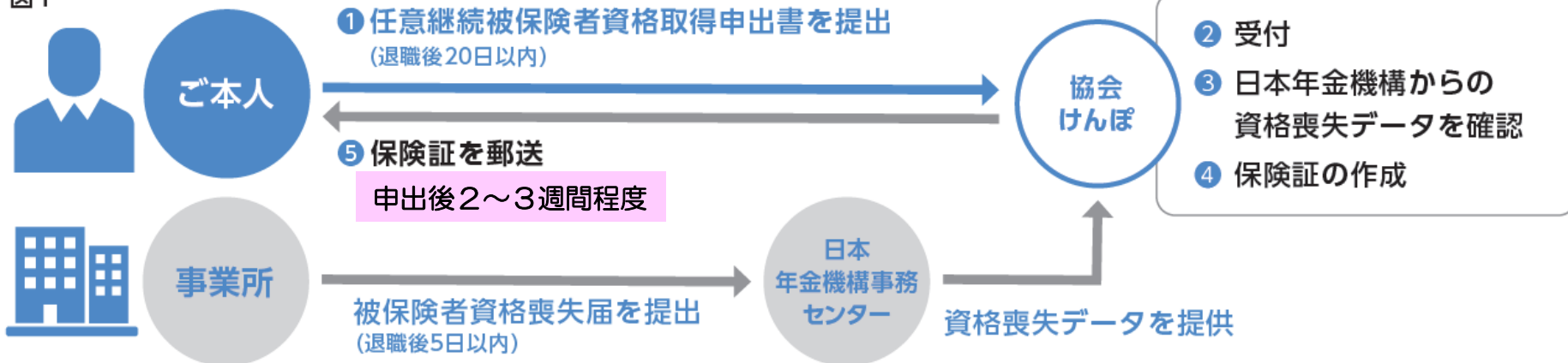
# 1. 任意継続健康保険について

## 任意継続の保険証はどれくらいで届く？

### 保険証発行までの流れ

日本年金機構から提供される資格喪失データ確認後に任意継続の保険証を交付

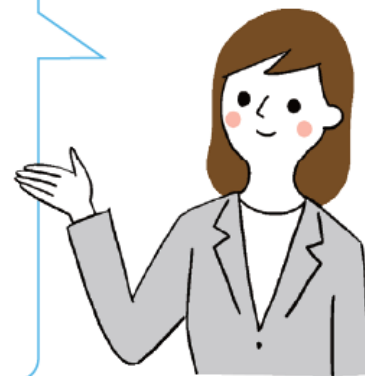
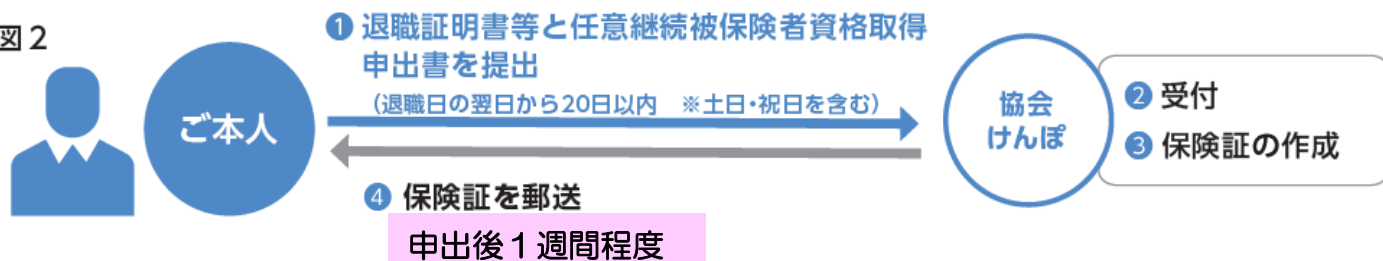
図1



### 保険証の発行をお急ぎの場合は

退職証明書等を添付して協会けんぽに申出ることにより、日本年金機構からの資格喪失データの提供を待たずに任意継続の保険証の交付が可能です。

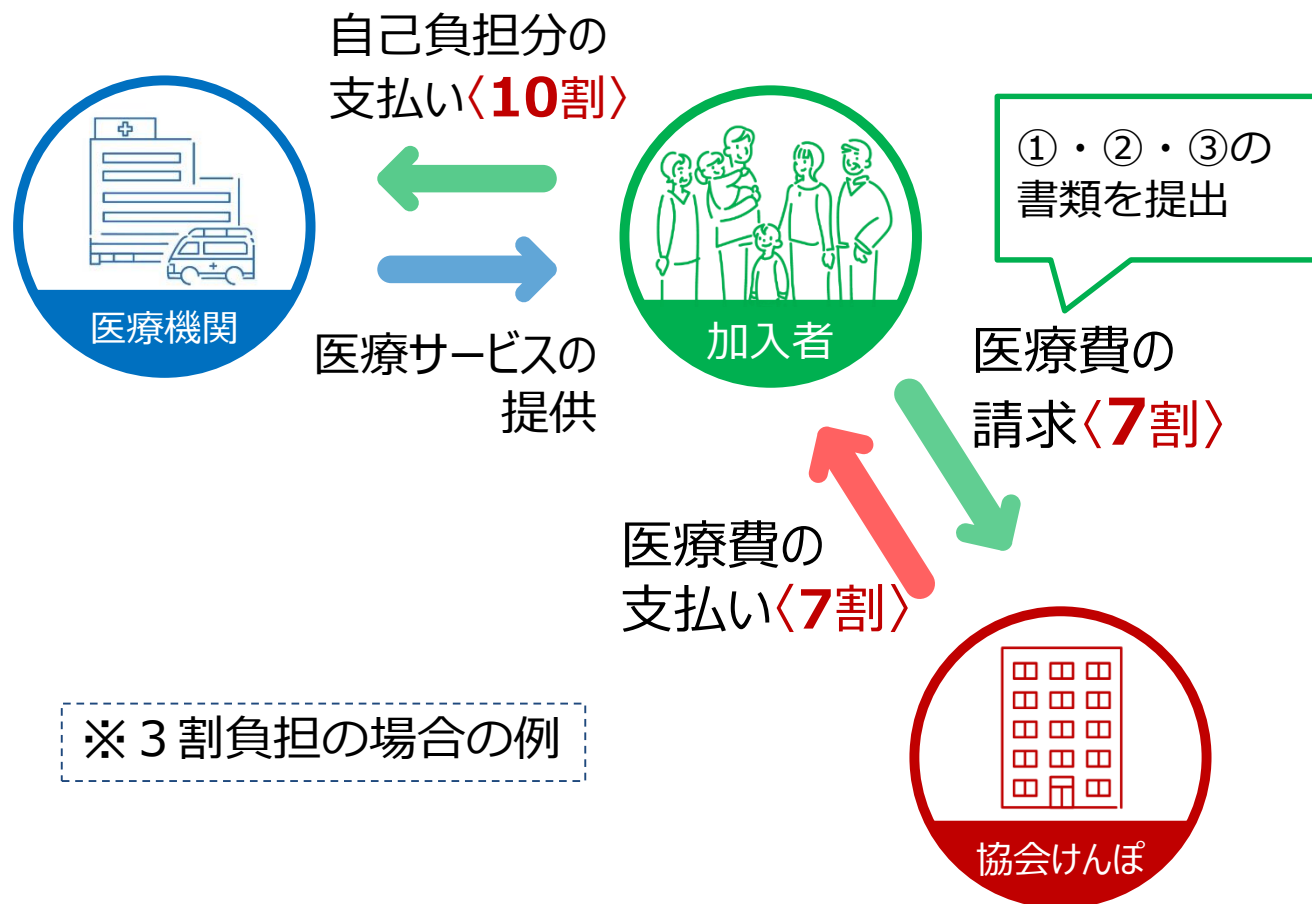
図2



# 1. 健康保険任意継続について

## 保険証が届くまでの間に病院に行きたいのですが？

保険証の提示ができないときは、いったん医療費の全額を負担していただきますが、後日協会けんぽに①療養費支給申請書、②医療機関発行の領収書、③医療機関発行の診療明細書を提出していただくことで、健康保険負担分（7～8割）の払い戻しが受けられます。



## ①療養費支給申請書

健康保険 被保険者 療養費 支給申請書 (立替払等)

1 2 ページ 立

医療機関窓口で医療費の全額を支払い、払い戻しを受ける場合等にご使用ください。なお、記入方法および捺印書類等については「記入の手引書」をご確認ください。

被保険者証 番号	被保険者 氏名	生年月日
氏名 (カタカナ)	氏名 (漢字)	生年月日
氏名 (フリガナ)	氏名 (漢字)	生年月日
郵便番号 (ハイフン欄)	電話番号 (左ついでハイフン欄)	
住所	郵便番号	

金融機関名称 (支店名)	支店名
振替種別	口座番号

2ページ目に続きます。 >>>

協会けんぽ

# 1. 健康保険任意継続について

## 資格喪失について

### 資格喪失

任意継続被保険者は下のいずれかに該当する場合に、資格を喪失します。

### 任意継続被保険者の資格を喪失するとき

- ① 保険料を納付期限までに納めなかったとき
- ② 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- ③ 任意継続被保険者が亡くなったとき
- ④ 就職等により健康保険・共済組合等の被保険者になったとき
- ⑤ 75歳になった等の理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
- ⑥ 資格喪失を希望したとき

※ ③、④、⑤、⑥の場合は、資格喪失申出書の提出が必要

## 2. マイナ保険証について

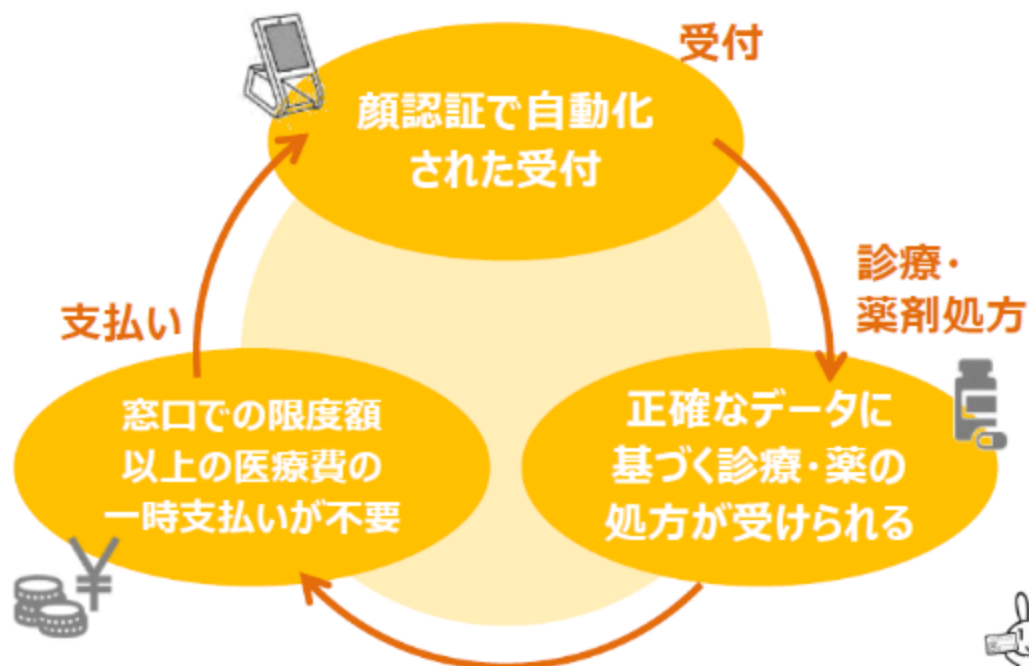
---

# マイナンバーカードを健康保険証として利用できます

通院においても、その他の場面でも  
マイナンバーカードの健康保険証利用で便利になります



いつもの通院等が便利に！



こんなところも簡単・便利に！

特定健診や薬の  
情報をマイナポータル  
で閲覧できる

マイナポータルから  
e-Taxに連携し、  
確定申告が簡単に

健康保険証として  
ずっと使える

# 令和6年12月に健康保険証の廃止が予定されています

### マイナンバーカードで受診するための準備

- ①マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得
- ②マイナンバーカードをお持ちの方は健康保険証利用の申し込み

申し込み方法は3通り

医療機関で

スマートフォン  
から

セブン銀行  
ATMで

**マイナポータルでご自身の登録情報の確認をお願いします。**

マイナンバーカードで医療機関等を受診する際は、マイナンバーカードの健康保険証利用のお申込みだけでなく、オンライン資格確認等システムにデータ登録がされている必要があります。



## 2. マイナ保険証について (3/4)

### マイナ保険証の過渡期の対応

#### ① マイナ保険証を保有していない場合

当分の間、**資格確認書**を申請によらず交付

#### ② マイナ保険証の保有者

ご自身の資格情報を簡易に把握できるよう**資格情報のお知らせ**を交付  
(新規資格取得時や負担割合の変更時)

- ・発行済の健康保険証は、廃止後1年間は有効とみなす経過措置があります。
- ・今後、スマホにマイナ保険証機能を搭載した「スマホ保険証」を導入予定です。



### 事業主さま・ご担当者さまへのお願い

「資格取得届」・「被扶養者異動届」には、  
マイナンバーの記入をお願いします。



◎マイナ保険証に関する情報は、国の方針を踏まえながら、今後も各種媒体で広報を行ってまいります。

最新情報をお受け取りいただけるメールマガジンへ、ぜひご登録ください！

メールマガジン登録は  
こちらから→



ご清聴ありがとうございました。

---

令和5年度 下期健康保険委員研修会